

大治町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
大治町教育委員会

目次

1	計画策定の趣旨及び現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	計画のフォローアップについて	5

【用語の定義】

○教育職員	校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・講師 (本計画の対象の範囲は上記の範囲であるが、これまでの経緯等を踏まえ、教育職員を「常勤教育職員」と読み替える)
○在校等時間	「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が、 在校している時間を基本とし、当該時間に以下①②を加え、 ③④を除いた時間を在校等時間とする。 ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間 ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間 ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間 ④休憩時間

1 計画策定の趣旨及び現状

(1) 計画の趣旨

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第2条に規定する公立学校の教育職員については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務であることについては、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても、学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

大治町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本計画」という。）は、教育職員が心身ともに健康で、専門性を十分に発揮しながら教育活動に専念できるよう、勤務時間の適正化及び健康確保に関する数値目標を含めた具体的な施策を定めることを目的とする。

(2) 本町の現状

本町では、令和3年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「大治町立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

「第5次大治町総合計画」にて定められたまちの将来像「つなげよう、広げよう ころかようまち おおはる」を受け、大治町教育大綱で基本理念「家庭・地域で育て、学校で伸ばし、社会で磨く」をもとに、目指す町民の姿を「郷土を愛し、持てる力を発揮するとともに、未来を見据え創造的に実践する人」と定め、その実現に向けて、学校教育の充実、生涯学習の充実、スポーツの振興、文化・芸術の振興、青少年の健全育成に努めている。

複雑で予測困難な社会において、「受け身ではなく主体的に関わり合い、他者と協働しながら豊かな人生を切り拓き、未来の創り手となることができる力の育成」が求められている学校教育においては、学習指導要領の趣旨や愛知県教育委員会の示す「あいちの教育ビジョン2030」を踏まえ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」を育む特色ある教育の一層の充実、信頼される学校づくりを推進する必要がある。

そのためには、すべての教育職員が心身ともに健康で、笑顔で児童生徒に寄り添い、自らの夢を語ることのできる大人でなくてはならない。

こうした取組により、令和6年度において、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりであった。

【令和6年度 時間外在校等時間の状況】

	1人あたり月平均	45時間を上回る割合	80時間を上回る割合
全小学校	月34.4時間	29.5%	2.8%
中学校	月52.0時間	56.5%	22.7%

時間外在校等時間が月45時間を超える割合は、全小学校で29.5%、中学校で56.5%であった。教育職員の業務は、授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導等により、日常的に業務負担が大きくなっているため、人的措置の拡充や部活動の地域連携・地域展開等を行うことにより、教育職員の業務に、教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- 1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

〈年度における努力目標〉【小学校：70.5% 中学校：43.5%】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	75%	80%	90%	100%
中学校	60%	75%	90%	100%

- 1年間における1箇月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

〈年度における努力目標〉【小学校：34.4時間 中学校：52時間】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	30時間	30時間	30時間	30時間
中学校	45時間	40時間	35時間	30時間

(2) ワーク・ライフ・バランスに関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- 年間の年次休暇の平均取得日数を17日以上とする。【16日】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%以下にする。【8.6%】
- ストレスチェックにおける健康リスクの値を70以下にする。【70.4】
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度の4年間とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」等を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ・各学校の実態を踏まえつつ、学校運営協議会等を通じて地域や保護者に呼びかけ、登下校時の通学路における日常的な見守り活動を推進する。
- ・放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校運営協議会等において、学校外で児童生徒が問題を起こした場合は、保護者が第一義的な責任を負うことを周知し、通報等についても警察等の外部機関へ行うことについて認識を共有する。
- ・給食費等の学校徴収金について公金としての対象範囲や手続き等の精査を進め、公会計化に向けてのシステム導入を進める。
- ・「大治町地域連携推進本部（子ども応援本部）」に配置している地域コーディネーターを引き続き配置し、地域と学校との連携、協働を進める。
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対応する窓口として、子ども応援本部を活用し、また、法的な側面から指導・助言を行えるように、町顧問弁護士等を活用する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・教育委員会から学校へ依頼する調査や通知等について、内容を精査し、調査方法の簡素化や合理化を図る。
- ・学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアへの参加を進める。
- ・中学校部活動において、部活動指導員や地域の多様な人材を活用し、地域連携・地域展開を推進する。具体的には地域クラブ活動を令和8年8月から実施する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備の補助（教材の印刷等）を行うスクール・サポート・スタッフを引き続き配置する。
- ・教育職員用端末を活用し、校務支援システムや様々なデジタルコンテンツを利用できる環境を整えることで、校務の負担軽減を図っており、改善や見直しを行いながら継続支援していく。

- ・授業や授業準備を効率的に行うことができるように、大型提示装置やデジタル教科書を配備する。
- ・小学校の水泳授業については、引き続き民間のプール施設を利用しインストラクターを活用することで、指導にかかる教員負担の軽減や指導内容の充実を図る。
- ・学習評価や成績処理の補助的業務（採点作業など）の負担軽減を図るため、採点ソフトの活用を継続する。
- ・学校行事について、教育的な意義や働き方改革の視点から精選・効率化のための見直しを行うとともに、学校ボランティア等の協力を得て負担軽減を図る。
- ・児童生徒や保護者からの相談等に対し、専門的な知見で指導助言を行う、統括相談員、ライフコンダクター（スクールソーシャルワーカー）、スクールカウンセラーを引き続き配置し、関係機関とも連携をとり支援を行う。
- ・医療的ケア等、特別な支援が必要な児童生徒の支援を行う看護師や特別支援教育支援員を引き続き配置し、継続して支援を行う。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・デジタル技術の活用により、欠席・遅刻等連絡の把握や会議資料共有などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検を行い、効率化が進んでいない項目について見直しを図る。
- ・勤務時間外の電話については、引き続き音声案内を活用する。
- ・学校が作成する学校経営方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に係る内容を盛り込み、年度末にその評価を行う。
- ・新年度の繁忙期である1学期始業式から5月の連休中までの期間については、5時間授業とする。
- ・愛知県の進める「休み方改革」に賛同し、県民の日学校ホリデーを1日設定する。また、教育職員が保護者としてラーケーションの日を取得しやすいように配慮する。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して、医師による面接指導等を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

- ・在籍職員数が50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を積極的に紹介する。
- ・年次休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・夏季休暇中の「行事等を行わない期間」については学校閉校日とする。

5 計画のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・町内各学校の教育職員の時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムから把握する。また、ストレスチェック制度を活用し、職員のメンタルヘルスの状況を把握・改善に繋げる。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。